毎月第三日曜日「家庭の日」をもう一度考えよう

新潟県では、昭和四十年以来毎月第三日曜日を「家庭の日」と定め、忙しい毎日の中でもせめてこの日だけは家族みんなで話し合い、楽しみ合い、協力し合うと提唱しております。

また、もう一つのねらいとして、青少年の健全育成の基盤は「家庭」であり、その家族をよりよいものにして「豊かな人間性をもった青少年に育てよう」ということです。

今日のように社会状勢が大きく変ろうとしているとき、我が家はどうあればよいのか、親と子が共通な理解をもち、この社会の動きをどう受けとればよいのか、などもう一度「家庭の日」を考え直して見る必要があると思います。

『融和と前進』
―第七回村民運動会 八月十七日に決定―

岩室村恒例のスポーツの祭典、村民運動会が八月十七日に決定しました。

実行委員会では、マンネリ化打破のため、あらゆる英知を結集し、更に漸新な企画をと、準備を進めております。

奇抜なアイデアがありましたら事務局までお知らせ下さい。

田中隆博さん
新潟県建築技能向上競技大会で第一位に入賞

六月二日、長岡高等職業訓練校を会場に開催された新潟県建築技能向上競技大会に田中隆博さん（夏井、田中正美さん長男）が出場

田中さんは、五月十四日の西蒲原郡建築組合選衡会に入選、五月二十八日の建築組合下越支部技能競技会に五位入賞し、県大会の下越代表として県下各地区から選抜された二十五名の名手と技を争い、B部門（四方転）で見事第一位の栄冠を手にしました。

この名誉は、建築技能界でも大きく評価され、田中さんの将来が期待されます。

また、訓練校指導員の小林太郎さん（石瀬）は「教え子が県大会に第一位に入賞して我がことのようだ、岩室村の名誉であり、訓練校の誇りです」とよろこび満ちた言葉で語られた。

村議会代表と地教委合同学校訪問

毎年実施されている恒例の小、中学校めぐりが、本年も六月五日に村長をはじめ村議会代表と教育委員など、二十名の参加で実施されました。

各学校の施設等の視察をしたあと、学校長より教育目標、指導要領、学校現況の説明があり、学校側と行政側との意見交換が行なわれて教育活動および円滑で効率的の管理運営を行うために役立ちました。

第二回岩室村青年県外研修派遣団員決る
―今月十二日、秋田県へ出発―

前月号で公募した青年県外研修派遣事業の団員が次の通り正式決定しました。

伊藤　勇　24才　和納
本間　秀基　23才　西中
堀部　一男　19才　西中
中村　盛夫　23才　高畑
山岸　先雄　19才　北野
槇田士農夫　21才　高畑

この選ばれた六名の青年達は三日間の事前研修を受けた後、今月十二日から秋田県、秋田市をはじめ、放送利用学習の先進地男鹿市、近代農業の最先端、大潟村を訪問し、地元青年達との話し合い、交歓会を行ない十六日帰村することになっております。

帰村後の活躍が期待されます。

七月一日から新らしい受給者証を

老人医療費・ねたきり老人医療費・一人暮し老人医療費・重度心身障害者医療費については毎年七月一日より新らしい受給者証に切り替えられます。

その手続きは既に六月下旬おすみのことと思われます。

「七月一日」からは新らしい受給者証を医院の窓口に提示しないと無料の恩典は受けられません。

受診の際は「受給者証」「被保険者証又は組合員証」を必ず医療機関の窓口に提示して下さい。

なお国保以外の人は「助成申請書」もお忘れなく。

学校給食短信

最近学校給食費が高いという声を耳にしますが、学校給食は、一日の生活のうちで最も比重の高い昼食時に十分な栄養をみたすとともに、家庭での食事で不足がちな栄養を補う役割や、食事についての正しい理解を養うこと等を目的とし、児童、生徒の体位、体力の向上に重要な役割をしめていることを十分にご理解していただきたいと思います。

ここに外食と学校給食の一食当りの価格及び栄養価の比較をしておきました。

なお学校給食の栄養価については所要栄養量の基準です。

なお給食費の問題ですが物価騰貴のおりから値上げは真に止むを得ない実情にありました。但し郡内の他町村に比べて飛び切り高いものではなく、普通程度であることもご参考迄に申添えご理解をお願いします。関係者一同は限られた経費の範囲内で、よりおいしいより栄養価値の高い食事をつくるために精一杯頑張っています。どうぞご理解とご鞭撻をお願い申上げます。

外食と学校給食の比較

	価格	熱量 cal	タン白質 g	脂肪 g
ラーメン	170円	467	15.4	2.3
中学校	141.03円	850	36.0	24.0
小学校	118.68円	650	26.0	18.5

"家庭内の心配ごとは家事相談で明るい家庭生活を"

新潟家庭裁判所では皆さんの家庭内の心配ごとなどに対し無料、秘密で家事相談を催します。

おなやみの方はおでかけ下さい。

とき　七月十七日　十時～十五時

ところ　巻町公民館

県民スポーツの日記念行事 成績結果

○野球大会
五月二十六日、六月二日の二日間、七チームが参加
一位　青年団チーム
二位　田島工業チーム
三位　中学校チーム
三位　サンダースチーム

○つり大会
六月九日
（重量賞一位三K四〇〇g）
一位　小川太一（南谷内）
二位　阿部栄智（岩室）
三位　棚橋義則（石瀬）
四位　阿部修司（高畑）
五位　藤田　潔（石瀬）
六位　鈴木邦寿（石瀬）
七位　阿部　洋（和納）
間瀬地区（審査別）
（重量賞一位四K二五〇g）
一位　高津信行
二位　荒川弘之
三位　阿部清隆

子どもを交通事故から守ろう!

和納小学校
PTA交通安全補導部

「行ってまいります」「車に気をつけてね」は毎朝どこの家庭でも言いかわされることばです。

だが、一歩外へ出ると今や「狂う悪魔」となっている車が昼となく、夜となく、「私たちを脅かしています。特に子供や老人など弱い者にとっては全く恐るべき悪魔である。

そして交通事故に合う場所のほとんどは自宅から百メートル以内のところです。その輪禍から子供たちを守るには、まずPTAが学校と協力し、子供のときから自ら身を守る訓練を徹底的に行ない、これを完全に身につけさせることであります。

そのためには親が指導の仕方を勉強することで、昨年来、毎月十日に各部落ごとに横断歩道の所に三名ずつ立ち、交通指導や登校旗の呼子笛の世話などをしています。そのためか最近は交通事故もなく、かえって補導部の人たちと子供たちが親しくなり、あいさつをしたり、にっこり笑って手をあげながら横断歩道をスムーズに渡る姿などは、着々と交通安全教育の成果があがっている証拠であります。

私たちにとって交通事故は他人ごとですまされる問題ではありません。明日はわが子にふりかかる交通事故と思い、事故防止のため今まで以上に関心を持たなければなりません。

PTA補導部はこれからも交通事故防止についての勉強や討論をするなどして積極的に活動して行きたいと思います。

人権コーナー

◎老人の人権を守りましょう

古い世代と新しい世代の価値観の相違からくる誤解や生活感覚の差異は簡単には解消できないものでしょうが、夫と妻、親と子、嫁としゅうと、しゅうとめが、お互いの人間性を尊重しあい、真に民主的な家族観や生活感覚をもつように努力することが、最も大切なことではないでしょうか。

このようなとき、あなたならどうしますか。

老人に対する人権侵害の特徴を総合的に検討してみますと、およそ次のことがいえます。

《被害者》高齢（七十五才以上）の女性で、身のまわりの雑務を自分でできなくなった病気勝ちの老人

《人権を侵害する相手方（加害者）》被害者の子とその配偶者が多く、その中でも嫁の姑に対する侵害が多数を占めています。

《侵害行為のタイプ》

遺棄、監禁型
病弱な老人を扶養しないで顧みないとか、粗末な一室に閉じこめて自由に外出させない。

暴力型
非力な老人に暴力をふるう。

冷遇型
食事や、入浴や、テレビを見ること等を制限する

扶養懈怠型
老人をたらいまわしにして邪魔者扱いにする

酷使型
病弱の老人に労働を強制する

強迫型
老人に財産を譲るよう迫る

◎子は親を扶養しなくてもよいでしょうか。

「戦後、子は親を養わなくてもよい法律ができたのか、息子が面倒をみてくれない」と相談にくる老母、「遺産はほしいが扶養はいやだ」という若い世代の感覚、いずれも扶養義務に関する民法の正しい理解を欠いた現象といえます。民法ではすべての子に親を扶養する義務を課していますし親族が相互に扶けあって生活を営むことは人情の自然の条理といえましょう。

このようなとき、あなたならどうしますか。

《心配ごと》私と一人息子の嫁との折り合いが悪いため、息子夫婦と別居中です。私は定職がなく、生活に困っていますが、息子には私を扶養する義務はないのでしょうか。

《お答え》扶養する義務があります。親子の話し合いで扶養の方法が調わないときは、家庭裁判所に調停の申立をして、実情にあった扶養の方法などをきめてもらえばよいでしょう。（参照民法八七七条、八七九条）

《心配ごと》右の心配ごとの事例で、息子の嫁の扶養義務はどうなるでしょうか。

《お答え》あなたと息子の嫁との間柄は姻族一親等で、嫁は当然にあなたを扶養する義務は負っていませんが、特別の事情があれば、家庭裁判所の審判で扶養義務を負わせることができます。（参照民法八七七条）

子どもを水から守ろう

7月の保健衛生行事

2才児検診
○7月24日（金）岩室村役場第二会議室
○受付　午後1時～1時30分
○対象　昭和46年10月，11月，12月生れの2才児

3才児検診
○7月19日（金）岩室村役場第二会議室
○受付　午後1時～1時30分
○対象　昭和45年10月，11月，12月生れの3才児

母親学級
○7月16日（火）岩室村役場第二会議室
○受付　午前9時より
○対象　妊娠中でまだ母親学級を受けていない妊婦